

認定申請書

平成29年7月28日

(あて先) 茅ヶ崎市長 様

団体の名称 鶴嶺西地区まちぢから協議会

代表者住所

代表者氏名 会長 弓達 茂

連絡先



茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	鶴嶺西地区まちぢから協議会
代表者の氏名	会長 弓達 茂
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市今宿 529 番 1 号
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める鶴嶺西地区

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類 (氏名、役職、所属団体)
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類



鶴嶺西地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺西地区まちぢから協議会と称し、その所在地を会長宅とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する鶴嶺西地区とする。

(目的)

第3条 次に掲げる地域的な活動を、地域住民相互の協力により進めることで、住みよい地域環境を作ることが目的である。

- (1) 住民の意見・要望等の取りまとめ及び地域課題についての検討
- (2) 住民相互の連絡及び各種の情報提供や諸事業の広報活動
- (3) 防犯・防災等の住民及び地域社会の安全を図るための活動
- (4) 福祉・保健衛生等の生活環境の向上・発展を図るための活動
- (5) レクリエーション等の住民相互の親睦を図るための活動
- (6) その他地域力向上のための活動

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表
- (2) 鶴嶺西地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (5) 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (8) 今小手をつなぐ会の代表
- (9) 萩園中学校学級代表者委員会の代表
- (10) 地域包括支援センターみどりの代表
- (11) 第18条第2項に規定する部会長
- (12) 公募による者(2名以内)
- (13) 本会が推薦する者(2名以内)

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は再任を妨げない。ただし、会長は3期までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務等を行うと共に各団体との調整を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 書記は、会議の記録を行う。
- (6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。

- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任の承認に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員等から提案された事項に関すること。

(部会)

第18条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

2 部会に、部長及び副部長を置く。

3 部長及び副部長は、部会の中から互選により選任する。

4 部会員は、鶴嶺西地区に在住、在勤又は在学する者とする。

5 部会の議長は、部長が就く。

(部長及び副部長の任務)

第19条 部長及び副部長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部長及び副部長の任期)

第20条 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部長及び副部長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第21条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第22条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第23条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は事務局長と事務局員で構成する。

3 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の開催通知に関すること、
- (2) 会議の資料の作成に関すること。
- (3) 会議の議事録の作成に関すること。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第24条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第25条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(必要事項)

第26条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成28年10月8日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は平成30年3月末日とする。
- 3 前項の役員が選任されるまでの間は、鶴嶺西地区まちぢから協議会設立準備会の役員を務めた者が、第8条に位置付ける役員の任務を担うこととする。
- 4 運営委員に「地域包括センターみどりの代表」を追加、「鶴嶺西地区防災連絡会の代表」を削除する (H29.05.20)

平成29年度 鶴嶺西地区まちから協議会 名簿

規約該当委員	所属団体	氏名	役職
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表 (11)第18条第2項に規定する部会長	今宿自治会 自治会部会	弓達 茂	会長
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	萩園自治会	小島 清計	副会長
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	新田自治会	平井 詔生	書記
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	今宿グリーンハイム自治会	小泉 優子	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	コスモ茅ヶ崎ブレシオ自治会	小寺 喜衛	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	第一ハイツ自治会	内城 あき子	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	ファミリー茅ヶ崎自治会	臼杵 静雄	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	萩園サンハイム自治会	久保 啓三	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	ライオンズマシヨン茅ヶ崎第三自治会	重田 茂	
(1)市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表	リステージ茅ヶ崎ツインマークス自治会	勝俣 龍将	
(2)鶴嶺西地区社会福祉協議会の代表 (7)鶴嶺西地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表	鶴嶺西地区社会福祉協議会 鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会	中嶋 皓夫	副会長
(3)鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会の代表	鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会	早川 正	事務局長
(4)今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表	今宿小学校区青少年育成推進協議会	平山 高子	監事
(5)浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	高橋 孝子	
(6)鶴嶺地区体育振興会の代表	鶴嶺地区体育振興会	吉房 和夫	監事
(8)今小手をつなぐ会の代表	今小手をつなぐ会	内藤 恵子	
(9)萩園中学校学級代表者委員会の代表	萩園中学校学級代表者委員会	戸井 香	
(10)地域包括支援センターみどりの代表	地域包括支援センターみどり	小松原 賢治	
(11)第18条第2項に規定する部会長	防災部会	成瀬 清	
(12)公募による者	公募委員	堀内 秀行	会計
(12)公募による者	公募委員	吉田 恵子	

平成29年度運営体制と収支予算計画

1. 平成29年度運営体制

1) 役員および役職

役員任期は2年と規定されており、初年度のみ平成29年度末までとなっているため、役職も含め今年度の改選は行わない。ただし、単位自治会や諸団体で代表変更が行われた結果を反映し、下表の通り報告する。

役職名	氏名	所属団体（一部略称）	備考
会長	弓達 茂	今宿自治会	
副会長	小島 清計	萩園自治会	H29年度改選
	中嶋 皓夫	鶴嶺西コミュニティセンター 地区社協	
事務局長	早川 正	地区民事協	
会計	堀内 秀行	公募委員	
書記	平井 詔生	新田自治会	
監事	吉房 和夫	地区体育振興会	
	平山 高子	今宿小推進協	

2) 運営委員

本年4月段階で募集を行った『公募委員』には、下記2名の応募があった。それぞれ役員が面接し、新規委員として参加頂くこととした。

- ① 吉田 恵子 様 今宿在住 福祉施設「(有)湘南ひまわり」勤務
- ② 堀内 秀行 様 萩園在住

なお、募集案内には「任期は平成29年5月から2年」と記載されているが、運用上、平成30年度末とする。

その他の委員の任期は、規約上で役員同様任期は2年と規定されているが、附則によって任期は平成29年度末までとする。

前述の公募委員および各団体代表委員につき、現時点で連絡のあった部分を更新した、平成29年度の委員名簿を添付資料-3に報告する。変更等のある団体は速やかに役員会まで連絡をお願いします。

3) 部会の設置提案および部会員名簿

平成29年度の活動開始に伴い、以下の2部会を設置する。その他の地域内諸団体の活動は従来通り実施して頂くが、地区まちぢから協議会としても、地域内諸団体に積極的な協力を要請していく。

また、この2部会以外の部会については、1年間様子を見ながら検討していくが、年度途中で部会設置の案件が提起されれば、運営委員会にて決定することとする。

① 自治会部会

従来の自治会連合会は、月次での会合を持って、市のまちぢから協議会連絡会（含む行政連絡と要望提起）との組織的連携機能であったことから、この機能を維持していくために『自治会部会』を設置する。この部会メンバーは、地域内の自治会および主要関連5団体（地区社協、民児協、体育振興会、今小推進協、鶴西コミセン）とし、部会の開催頻度も月次とする。

なお、当地区まちぢから協議会の設立趣旨からは、運営委員会がこの部会に位置付けられることが望ましいが、組織運営等を考慮しながら検討していきたい。

② 防災部会

通年課題としての‘鶴嶺西地区防災訓練’の企画・行政調整、および地域の防災課題推進と単位自治会間の防災施策の調整を活動趣旨として、専門的な目線での『防災部会』を設置する。当面、各自治会からの推薦者10名程度でスタートするが、訓練や課題毎に必要な応じて構成員を考慮していく。

なお、地域防災の観点から、従来同様に平塚市：須賀新田自治会にも部会員として参加いただき、地域活動の連携を深めていきたい。

添付資料-4に防災部会の構成員名簿を示す。

2. 各自治会の分担金について

1) 諸団体への分担金の取り扱い

新たな地域コミュニティとして『鶴嶺西地区まちぢから協議会』がその役目を担うためには、従来の団体毎の行政補助金および自治会分担金の仕組みを、当地区まちぢから協議会に集中させることが望ましいと考える。この考え方に沿って、単位自治会からの団体分担金を地区まちぢから協議会に一括納付し、地区まちぢから協議会から各団体に一括して再配布することを提案する。

ただし、本件の実施は平成30年度からとし、各団体は当地区まちぢから協議会総会前に次年度要求金額を連絡することとする。

2) 地区まちぢから協議会分担金について

従来、単位自治会が自治会連合会に納付していた分担金は、これを当地区まちぢから協議会が受け継ぐこととする。添付資料-6に平成29年度自治会分担金計算書(案)を示すので、6月自治会部会にて納入願う。

3. 平成29年度の事業について

1) 地域コミュニティ認定申請に向けて

当地区まちぢから協議会が、地域コミュニティとして活動するために、茅ヶ崎市の認可を受ける必要がある。現時点の計画では、8月の審査に向けて申請手続きを進め

ていく。

2) 広報活動について

当地区まちぢから協議会について、その活動を広く知ってもらうためには広報活動が重要となる。 広報誌を発行し単位自治会内で配布するとともに、非自治会員の住民の方にも、目に留めて頂く方策を検討する。

また、ホームページを開設・更新して、地域の課題や活動予定や実績を広報する道具立てを運用していきたいが、この方面に協力頂ける人材を発掘していきたい。

3) 市民集会について

本事業は、『自治会部会』が主催する。日程は、9月3日(日)13:30～ @鶴嶺西コミセン会議室を予定している。 この市民集会本番に向けて、逆算し、①行政最終調整、②課題事項の行政提出、③地区まとめ(自治会部会/運営委員会)、④要望の調査/まとめといったステップで実施していきたい。

本年度も、テーマを設定した「集中討議」、各自治会の要望を提示する2部構成を考えている。

4) 鶴嶺西地区防災訓練について

本事業は、『防災部会』にて主催する。平成28年度は、各自治会～避難所(災害対策拠点)～市:防災対策本保を想定した情報連絡訓練を導入し、成果を上げたと評価している。H29年度も、11月冒頭に地区防災訓練を想定している。これまでと同様に現実的な対応を想定し、諸ルールの検証・反省抽出から、地域全体の防災施策に反映したい。

- ・公民館/西コミセンを機能させる訓練計画を検討
- ・継続して簡易無線機ネットワークの検証
- ・地域企業との連携

5) 関連諸団体主催企画について

地域内企画の各団体主催事業はこれまでと同じ手順で進めて頂くこととする。 基本的には、諸団体の協力は実行委員会方式で維持できると考える。

行政補助金は従来通りと想定されますが、企画面で地域面の考え方を取り入れることで、まちぢから地域事業としての位置づけを検討できればと考えます。

4. 平成29年度収支予算計画

平成29年度 収支予算計画書

鶴嶺西地区まちぢから協議会

収入の部

単位円

項 目	予算額	前年実績	記 事
前年度繰越金	0	0	
茅ヶ崎市：運営補助金	100,000	39,761	
自治会連合会より受入	442,800	0	平成29年度のみ
自治会分担金	246,000	0	
雑収入	30,000	0	萩園自治会電波使用料、預金利息、会合会費
茅ヶ崎市：まちぢから協議会正副会長謝礼	40,000	0	会長・副会長宛
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	150,000	0	地区防災訓練
合 計	1,008,800	39,761	

支出の部

単位円

項 目	予算額	前年実績	記 事	
運 営 費	会議費	80,000	0	定例会等のお茶代、会合補助等
	研修費	50,000	5,000	市：視察経費、防災等外部講習会、その他
	印刷製本費	60,000	200	印刷費、その他
	消耗品費	40,000	27,741	コピー用紙等の事務用品、その他
	通信交通費	20,000	820	切手、出張交通費、その他
	電波使用料	24,300	0	鶴西簡易無線局（45台分）経費
	関連団体経費	15,000	6,000	市：まちぢ連絡会等経費、その他
	団体分担金	10,000	0	まちぢから協議会連絡会分担金
	茅ヶ崎市：まちぢから協議会正副会長謝礼	40,000	0	会長/副会長向け
	予備費	309,500	0	
	小 計	648,800	39,761	
事 業 費	地区防災訓練	250,000	0	昨年度の地区防災訓練費は、総額¥227,602円
	地区市民集会費	10,000	0	市民集会お茶代
	広報活動費	100,000	0	広報誌発行、HP運営、その他
	小 計	360,000	0	
合 計	1,008,800	39,761		

※ 鶴嶺西地区の防災要簡易無線局は「鶴嶺西自治会連合」の通信局名義となっているが、これを「鶴嶺西まちぢから協議会」等に名義変更すると、1万円強の経費が掛かるのでこのままとし、5年後の免許更新時に名義名も合わせて更新。

1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

重要事項の決定は、鶴嶺西地区まちぢから協議会規約第9条に規定した「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしています。

「総会」及び「運営委員会」は、規約第10条及び第15条のとおり、委員によって構成されています。委員は、規約第5条のとおり、現在、21名で構成されています。

平成29年7月現在、公募により選出された委員は2名です。

(2) 選出の経緯

広報ちがさき、市ホームページに募集案内を掲載するほか、地区内自治会での回覧、広報版への掲載によって周知を図りました。

周知及び募集期間は、平成29年4月1日から30日までの1か月間とし、募集人数2名に対し、2名の応募がありました。

応募者に対し、役員より鶴嶺西地区まちぢから協議会の仕組みや現状、課題などについて説明及び、意見交換を行った上でその趣旨に同意したことを確認し、平成29年5月20日の定期総会で公募委員となることが承認されました。

(3) 今後の取り組み予定

公募委員の任期は協議会規約第5条第2項により「委員の任期は2年とする」と規定しており、今回選ばれた公募委員の任期は平成30年度で満了します。そのため平成30年度事業として公募委員の募集を行い、平成31年度には再度公募委員の選任を予定しています。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業の認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

鶴嶺西地区のすべての市民が参加できる事業として「市民集会」および「防災訓練」の実施を予定しています。

「市民集会」は自治会部会が企画し、委員及び部会員から地域課題を集約し、広く意見を募る体制をとれるよう努めます。また当日の参加は誰でも可能で、その旨は事前に回覧、ホームページで十分に周知していきます。

「防災訓練」は防災部会が企画し、学校、公共施設、地域企業とも連携して地域全体の防災訓練を計画しています。また開催の周知については事前に回覧、ホームページでの案内を行い、幅広く事業への参加を呼び掛けていきます。

(2) 今後の取り組み予定

運営委員会で新たな部会の設置を検討していきます。

全ての個人が参加できるようにするには広報活動が重要と考えており、広報誌の発行を検討します。またホームページを開設、更新して協議会の活動予定及び実績等の掲載を検討します。また非自治会員の方にも協議会の存在、活動を認知してもらえる方策を検討します。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

鶴嶺西地区まちぢから協議会規約第9条で、会議（総会、運営委員会、部会）を位置付けています。総会及び運営委員会は委員の過半数以上の出席で成立します。また会議の議事は出席委員の過半数により決する旨を規定しており、民主的な運営に努めています。

重要事項の決定は総会及び運営委員会を構成する委員が議決権を持ちます。民主的な運営を保つためにはより多くの人の意見を反映できることが重要と考え、鶴嶺西地区まちぢから協議会規約第5条において委員は多様な分野、世代の19団体の代表者に参画していただけるよう規定しているほか、同条第1項第11号において、部会長を運営委員会の委員と規定しています。

個人の参画が可能な組織となっています。また今年度選任した公募委員は男女各1名とし、男女比率についても今後とも可能な限り等しくなるよう留意するよう努めます。

(2) 今後の取り組みについて

今後の部会設置により地区内の誰でもが参加できる活動数の増加、および運営委員会で議決権を持つ部会長が増えることで、より民主的な運営を進めます。

民主的な運営をするには広報活動が重要と考えており、広報誌の発行を検討します。またホームページを開設、更新して協議会の活動予定及び実績等の掲載を検討します。非自治会員の方にも協議会の存在、活動を認知してもらえる方策を検討します。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。